

平成23年第4回竹原市議会定例会会議録

平成23年12月16日開議

(平成23年12月16日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長                      宮 地 憲 二  
 議会事務局係長                    住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 8 議案第 5 1 号 竹原市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 5 2 号 竹原市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度竹原市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 1 8 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 1 9 発議第 23-4 号 年金受給資格期間の 2 5 年から 1 0 年への短縮を求める意見書（案）

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第51号竹原市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第51号竹原市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては、障害者自立支援法の一部が改正され、条項が移動したことに伴い、条例において引用している条項の整理を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、私、間違いじゃないかと思って、今の提案のほうも、議案のほうも読ませていただいたんですけども、第2条です。竹原市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正すると。そして、第9条の2第1項第2号中、第5条第13項を第5条第12項に改めると、こうなるとるんです。

実は、ホームページのほうでちょっとけさ確認させていただいたんですけども、これホームページの例規集で見ますと、第9条の2の第2項は、もう既に障害者自立支援法第5条第12項になっとんです、第12項に。これ一体どう考えりゃあいいんでしょうか。それで、最終改正は、平成22年9月24日なんです。ホームページのほう、もう既に先

行われて改正されたんかということはありませんよね、そうでしょう。そうすると、どっちが正しいんですか。今既に第5条第12項になつとる話で、そのところを確認させてください。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

このたびの条例の改正につきましては……。失礼いたします。法の改正ですが、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うものでございますけれども、障害者自立支援法のほうにおきまして、2段階で法の改正が行われております。まず、法のほうは、10月1日に施行されるものと来年4月1日に施行されるものというものがございまして、まず今議員のほうから御指摘がございました第5条第12項に現在なっておりますものを、まずは13項に改めさせていただきます。その後、4月1日で、これはまず第1条で12項を13項に改めるということにさせていただきます。第2条につきましては4月1日の適用ということで、13項に改めたものを今度は12項にまた戻すというような、それだけを申し上げますと、ちょっとおかしいようなことになるかと思うんですが、法のほうがそういうふうに2段階で改正をされるということになっておりますので、その法に合わせて条例のほうも改正をさせていただくというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ちょっと合点がいきません。ちょっと合点がいきません。なるほど法の障害者自立支援法の規定に従ってするにしても、自治事務として決定するんでしょう。竹原市議会の決定を経ずに、そういう勝手な運用ということができるんですか。今現に、ホームページに載つとるのは、もう既に12項に改まっとなす。それで今出とる議案は、第5条13項を第5条12項に改めるなんです。提出議案は、そうなつとる話じゃない。それでホームページ上は、最終改正で、そんな経歴は載ってないんよ。今載つとるのは、もう既に第5条第12項になつとるんよ。合点がいかんです。何か企画政策課長、首かしげようるが、議会の議決経ずにやるんなら、議案出さんでええじゃない。そうでしょう。今現実になつとるのは、そういうことなんよ。そうじゃろう。それで、私、総務文教委員会のほうも傍聴に行かせていただきましたけれども、そういう説明は一切していないんよ。きのうも、道の駅の指定管理者の審議にかかわって、提出資料がなかなか出てこない、民生産業委員会の中での厳しい応酬の中で、追加資料として出てきたわけでしょう。

う。ほんならば、市長の提案理由の中にそうしたことが説明がされにゃあいけんじゃないですか。そうじゃないですか。その都度その都度の段階に追うて竹原市議会の決定を得て、竹原市の団体意思としての条例改正するわけでしょう。それで、もしあなた方が言うんが正しいとすりゃあ、どうしてじゃあ市長の提案理由の中にそうした説明がなかったんですか。総務文教委員会で、なぜそういう説明がなされなかったんですか。議会軽視も甚だしいじゃないですか。

議長（脇本茂紀君） はい、質問で。

7番（宮原忠行君） それで、何なら企画政策課長、答弁よ、そこであんた、そうやって指示しようるんじゃけえ。企画政策課長の答弁を求めます。

議長（脇本茂紀君） 総務……。

（7番宮原忠行君「企画政策課長じゃけえ」と呼ぶ）

総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） ただいまの議員の質問に対してお答えいたしますと、まず現在の条例規定中、引用条項については、議員おっしゃるように、第9条の2の第1項には、いわゆる12項という記載にさせていただいております。これは、改正を見込んで12項にしてるかっていうような御説明もございましたが、そのようなことはございません。あくまでも、このたびの障害者自立支援法の法改正に伴う条項移動に応じて、これが先ほど総務課長が御説明申し上げましたとおり、施行日がそれぞれ異なる施行をされているということで、12項と13項のいわゆる改正と、それからさらなるまた改正というふうなことで整理をさせていただいてるところでございますので、その点は御理解いただきたいと思ひますし、それから改正手法、いわゆる条例改正の手法として、法制執務上の技術論といたしまして、いわゆる2段ロケット方式というふうなことで、施行日の異なる条例改正について、このような一部条例改正手法というものを示しまして、このたびの条例案を整理させていただいているというところでございますので、あくまで現在のホームページ等に示しておりますような条例が、改正を見越して整理されているものではないということは、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ほかの議員さんも、理事者側の答弁で納得されるのかどうか私よくわかりませんが、私も、余り勉強してないけえ、偉そうに言えませんが、どうしたって、今ある竹原市例規集の中の条項がどう変わるのかという判断です。そうでしょう。そ

れで見れば、13項というのは、今例規集に載ってないんですよ。それどうやって改正されるんですか。何なら、例規集の確認をお願いします、議長において。そうせんと、話にならんでしょう。どこまでも現行の例規集は、もう既に、既にかどうかわからんけれども、これ間違いじゃと言うんならええんですよ。12項を、ないんですよ、この例規集の中に。どうやって変えるんですか。どうやって審議せえと言うんですか、ない条項を。そうでしょう。ないんじゃから、例規集に。これは、議長において確認していただくんや。ない条項をですな、ある意味で言やあ、幽霊条項ですよ。じゃあこの議案そのものも間違うとるということになる。議案そのものがないんじゃから、質疑のしようもないじゃないですか。それは……。そうでしょう。

議長（脇本茂紀君） 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第52号竹原市宮土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第52号竹原市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては、土地改良法の一部が改正され、準用規定が整理されたことに伴い、条例において引用している条項の整理を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第53号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第53号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、有料公園施設の管理について、利用料金制度を導入するなど必要な規定の整備を行うものであります。

市の有料公園施設である総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの管理につきましては、平成18年10月より指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理運営を行っているところでありますが、施設の使用料を指定管理者の収入とすることにより、サービスの向上や独自の企画によるイベントの開催など、指定管理者の経営努力を発揮しやすい環境を整え、さらなる施設の活用、利用者数の増加を図るものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切なる御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

4番。

4番（山村道信君） 若干まだ私新人なもので、ここの利用料金、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。恐らく、この改正案っていうのは、次に出てくる指定管理者の指定についてというところにもちょっと触れてくるんじゃないかと、こう思われますけども。

さて、私、ここで知りたいのは、この利用料金の設定、この根拠っていうのは、どういう根拠でこういうふうな料金が設定されたのかなということをお伺いしたいと思います。そしてもう一つ、6月でしたっけ、たしかここに対してランニングマシンを導入するための補正予算組まれたと思うんですけども、こういったランニングマシンはランニングマシンで、恐らく使用料っていうのは取っておられるんですね。ところが、この例規集見たら、そのものに対しての使用料金の明記がないということもございます。ここの例規集に書いてあるものに対してのことなのか、それともその設備が有する、例規集に書いてないものに対してもそういうことになるのか、そういった、この条例改正案が及ぶ範囲っていうこともあわせて質問したいと思います。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長、答弁。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 失礼します。

利用料金の設定の根拠ということではありますが、他市の状況も考えながら、照明料と、あとは施設の面積にあわせて使用料の設定をさせていただいております。

それと、トレーニングルームの使用料の記載がないということなんですが、条例のほうの別表のほうに、トレーニングルームの部分で、大人は320円、小児220円というふうに記載をされておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ということは、トレーニングルーム一式という考え方なんですよ

ね、要するに、その中にそういったランニングマシンも含まれるよということになるんでしょうけども。

さて、このランニングマシン等々、やはり物っていうものは、壊れるんです。我々がそういうふうなレンタル料等々を策定するとき、どうしてもそういった減価償却、あるいは補修繕費用を見込んだ上で設定するわけなんですけども、その金額が高いか安いかわ、これ別にしまして、そういった根拠というのはなかったんでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長、答弁。

文化生涯学習室長（西口広崇君） ランニングコストという部分で、ランニングマシンだけではなく、それぞれの器具がありますので、それによって使用料というふうな形で設定をさせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 結局、どうもちょっとその使用料の根拠っていうのが、まだ伝わってこないんです、設定した根拠っていうのが、具体的に。ただ単に、これはこれぐらいでいいだろうという、そういった決め方なんですか。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長、答弁。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 一応、ランニングマシンの部分で、使用料は1回というふうな形になっております。利用促進を図るために、その金額の設定は、今後どういうふうにしたらいいかという部分は、また検討課題ということにはなるんですが、ランニングマシンが、前回2台購入して、その部分で現時点の利用率の部分で積算しますと、一応3年で償却ができるような設定にはなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、先ほど市長の提案は、新たにバンブー・ジョイ・ハイランド、通称バンブー公園の施設の利用料を、以前は市が受け取っていたのを指定管理者に渡すと、収入として扱うということが1つと、もう一つは、指定管理者が市長の承認という前提はあるんでしょうけども、要するに指定管理者が、この利用料金の額を決定できるという2つの柱ではないかというように私は理解しているわけです。その全体の運用というのは、この条例だけでは見えてきませんが、次の議題に大きくかかわりますけれども、1つは、この公の施設、昨日の道の駅のことでも質問しましたけれども、公の施設の目的と、公の施設から受け取る利用料、収入、これとの関係は、私はどうしても矛盾するんじゃないかと。公の施設というのは、住民の福祉増進のためと、そういうことで、

収入も本来そこに使うというのが大原則だと思うんです。これを壊すことになるわけですから、市としては、そこをきちっと整理しておかなくてはいけないということで、改めてこの点をどのように考えているのかをお聞きしたいんです、これが1つ。

それから、2つ目は、いろいろ赤字、黒字、この利用料金だけでは、ここに提案というだけでは見えてきませんが、少なくともこういう利用料金だけで管理が厳しくなった場合は、値上げをせざるを得ないというふうに私は考えますが、そのように理解していいのでしょうか。これは2点目。

それから、3点目として、先ほど市長の提案説明がありました、指定管理者の経営努力を發揮しやすい環境を整えるんだと。これは、次の議案の分で自主的な事業ということが触れておりますけれども、こういう指定管理者の経営努力を發揮しやすい環境ということで、具体的に何の事業かというのは、ここには示されていないんですけれども、そういう場合、そういった新たな事業を展開して、収益を上げる、そういった事業だということ推定すれば、先ほどの道の駅ではないけれども、収益の分配っていいですか、私はちょっとそういうことは考えは持ってませんけれども、少なくとも昨日の道の駅の収益の事業では、50%・50%、50%が竹原市に入るというような説明もありました。ですから、そういったことに関連を含めて、指定管理者の経営努力を發揮しやすい環境とは、具体的にどういった内容なのかなということも3つに質問しておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

まず、1点目の公の施設の目的でございますが、当公園につきましては、竹の公園ということで位置づけております。そういったことで、文化、スポーツ、レクリエーションを拠点といたしまして建設いたしておるわけでございますが、当公園内につきましては、文化とか自然探索ゾーン、あるいは出会いの広場とか、水の広場、竹の館、あるいは竹生態園、子供広場、それから散策路、花木園等ございます。それから、スポーツゾーンといたしましては、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボールなどが構成されております。当公園は、子供さんから高齢者まで、多様なレクリエーションを楽しむことができる総合公園でありまして、市民の憩いの場としての幅広い活用を期待しているところでございます。

先ほど、市長の提案理由でも御説明がありましたように、市の有料施設である当公園の

管理につきましては、平成18年10月より体育施設のみを指定管理を導入いたしていましたが、このたび公園全体を含めて指定管理をお願いしていこう、管理運営をお願いしていこうということでございます。こちらにつきましては、やはり公共施設ということが大前提でございますので、そういったことを踏まえて、竹文化の伝承とか樹木管理などを含めた公園全体を指定管理をしていただくとともに、施設の使用料を指定管理者の収入とすることによりまして、市民サービスの向上や独自の企画によるイベントの開催など、指定管理者の経営努力を発揮しやすい環境を整えて、さらなる施設の活用と利用者の増加を期待するものであります。

2点目の質問でございますが、利用料金の値上げについてでございますが、この利用料金制を導入することで、利用料金の額は条例の定める範囲において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て、定めることとなっております。よって、利用料金の額は、条例に定める額が上限となりますので、指定管理者が利用料金を勝手に上げることはできません。減額することができるという仕組みになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、あと3点目につきましては、経営努力が発揮しやすいといったことはどういったことであろうかということでございますが、こちらにつきましては、次の議案の中で指定管理者の候補者の選定ということがございますが、この中に主には自主事業というのがございます。やはり民間のノウハウを活用して、さらなる利用者をふやしていただいて、どんどんどんどん市民の健康増進を図っていただいて、みんなが健康になって、この公園を使っていたきたいということがありますので、そういったことで、どんどんどんどん自主事業もふやしていただいて、いろんな民間団体による経営努力を期待しているというような状況でございますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 公共施設のあり方そのものが、やっぱり問われているということで、私は昨日の道の駅の問題とか、今回次の議案も出てきて関連しますけれども、こういう公共施設がどう管理していくかという面で、少なくともそこでの利用料なりがきちっとしたやっぱり住民の福祉のためというふうに担保しなくてはいけないし、それでそこが見えてこないっていうのが大変残念なんです。

それと、3点目の収益にかかわるところはお聞きしたんですけれども、自主事業だとい

うふうに言われました。ここは、具体的に指定管理者制度の運営になった場合は、今少なくとも私は利用料だけでは、指定管理料もありますけど、指定管理料と利用料だけでは、大変やっぱり厳しい運営が予測されるというふうに思いますので、あと例えば自主の事業、具体的にどういった事業なんか、収益が上がる事業をやらないと、全体の管理運営ができないという仕組みになっていきますよね。ですから、私は、こういったところでも、さっきのそもそも論です。収益が出た場合で、公共施設でもうけるということで、いかがかなというんが私は基本的に持っておりますので、少なくとも道の駅ではないけれども、あなたが提案するんなら、収益が出た場合は、道の駅の場合は、こういった市民への利益っていうんですか、おいしくないはいろいろ考えがあるでしょうけども、収益が出た場合は50%を市として納めてもらうんだということが説明ありました。だから、少なくともこういった場合でも、私は説明があるのかなと。今なかったら、収益があった場合は、全部組めることはできることになりますから、そこはもう一度収益が出る事業では、自主事業と言われましたけれども、そこで収益が出た場合は、全部指定管理者が受け取るというふうに仕組み上はなりますけれども、その場合は、道の駅の説明でのちょっと矛盾があるのではないかということが、どのように考えておられるのかなということなんです。

それと、利用料金なんか勝手に上げることはできないというのは、それは当然なんですけども、私が言いたいのは、仕組み上として、市長の承認は要るんですけども、市長の承認があつたら、指定管理者が決定できるという、この仕組み自体は間違いないですよ。ですから、私は、その承認というんがあつて、いろいろやっぱり事情で、大変気になるのは、検証が要るというのは今まで言ってきたことなんです。昨日、いろいろ課題を言いました。その課題があつても、いろいろ指摘されても、改善しない。そういったままでは、こういったところも私は大変やっぱり不安が残るというふうに指摘せざるを得ません。

それで、本来勝手にできないっていうのは明らかなんですけれども、もう一回確認したいのは、指定管理者が市長の承認を得れば利用料金の額を決めることができるということは、下げることはあり得ませんよね、よっぽどどっかで収益しないと。収益をしないと、下げることはできませんから、私はそういった値上げの方向が大変心配されるということで、今の仕組み上をもう一回確認をしておきたいと思います。

それから、私は言いたいのは、本来こういった、先ほど今言われたような市民のスポーツ向上とか健康とか、いろんな憩いの場としての、これだけ立派な施設をつくったわけですから、当初いろんなトレーニングルームにしても無料化で、大いに市民に使っていただ

くことが必要だということを当初の設定のときに私は申し上げました。しかし、実際問題は、こういった有料でやられている。ですから、どんどんどんどん本来は思い切って無料化して、今回提案されるなら、無料化してでもやっても、私はおかしくないんじゃないかと。利用者が多くて困るよというぐらいの、それが本来の公の施設で、住民福祉の増進に寄与すると、私は大変結構なことじゃないかなと。そういったことが、こういった利用料金を指定管理者に渡して運営さすということになれば、下げるということを閉ざしてしまうことに仕組み上なりますからね、私は大変やっぱり心配しているわけですから、ぜひ2点目のことについて、ちょっともう一回お尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

まず、収益が出た場合でございますが、当公園につきましても、赤字が出た場合等につきましては、指定管理者の収入の場合の分配金は市には納入せず、収入の減少の場合は、市からは補てんは行いませんということでございます。赤字の原因等の出た場合につきましては検証を行いまして、改善等を指定管理者と協議していきたいというふうに考えております。

それから、利用料金の件でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、利用料金の額は、条例の定める額が上限ということになっておりますので、その条例を超えて勝手に指定管理者が料金を上げたりすることはできません。下げることについては、市長の承認を得れば、協議をして、料金は下げることはできますよという、そういう仕組みになっておりますので、その点については御理解をいただきたいというふうに考えております。

それからあともう一点、やはり公園でございますから、公園を使用して、維持管理等もかかるということなんで、受益者負担の原則ということで、利用者が利用した分については、応分の負担をしていただくということを考えておりますので、この点御理解をしていただきたいというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 料金の問題は、確かに身近な問題ですから、これやっぱり下がる、無料化するって私は指摘しましたけれども、やっぱりその仕組み上としては、市長の承認があれば決定できるわけですから、だから私は最後にもう一回確認するんだけど、このシステム上は、利用料を指定管理者が納めることができる、料金として受け取ることができるという仕組みで、運営としては、次の議題になりますけれども、指定管理料と

か、こういった利用料金とか、あとは自主事業、この3つの財源しかないですね。だから、3つの財源で、どうしても一、二年は何とか頑張れるにしても、料金の設定の問題は、近々やっぱり大きな課題になってくる。私は、そういうことを心配しているわけです。ですから、ただそうじゃないよと、指定管理料は、今ふやすことはできるんだけど、私が気になるのは、今までの指定管理制度を取り入れた施設を見ると、そこの改善が図られていないという実態を踏まえて、あえて料金の額を指定管理者が決めることになれば、市長がわざわざよっぽどのことがあったら断るなら別なんだけど、だめだよと言うんなら別なんだけど、仕組みとしては、そういうことに上げることができると。下げるとは自由にできるっていうのは、それは当たり前のことなんですけれども、私はその上のほうを、上げるということのほうが特に心配で、ますますこういった施設の利用が使えなくなる、利用ができなくなるということを大変危惧するものでありまして、市長として、私は大胆に無料ぐらいの思い切った方針、改善の提案すべきじゃないかと。そこらは、市長、どうなんでしょうか。全然ないんでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 利用料金の設定については、先ほど来申し上げておるのは、指定管理者制度の中で、公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任する管理代行、いわゆる指定の手続は条例で定めるところによる、これがまず基本となります。その中で、利用料金については、あくまでも市長が定める条例の範囲、これを定めます。その定めた条例に基づいて、指定管理者と話し合いの上、その範囲の中で利用料金は決まってくるというように解釈をしていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 済みません。

常任委員会がちょっと違いますので、改めての質問になって大変恐縮なんですけれども、整理してお聞きしたいと思います。

まず、今現存している建物は何年にできたのかということと、そして今トレーニングルームの近くには、シャワー室、更衣室もあります。そういった建物もうかなり古いと思うんですけども、まずその建物が何年にできたのかということと、それと子供を連れて行って、遊具もあります。その遊具は、何年ぐらいずっと使用しているのか。遊具も、できたのが何年ぐらいになるのかと。子供さんが遊具を使われて、死亡事故っていうのもありました。そういったことも含めて、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、遊具。そ

して、現在のトレーニングルームの利用者数、月に大体何名ぐらい利用されているのか、1日に大体何名ぐらい御利用されているのか。

それと、周辺が非常に皆さんウォーキングされたり、またジョギングされたりということで、たくさんの方が使われておりますけども、周辺に千本桜を植えていると思います。そういう千本桜のほうでいろいろ管理をしていただいているんですが、これもほぼボランティアの形で管理していただいていると思いますけども、そういった善意ある方々との連携、今後は指定管理ということになると、どのようなところまで継続されるのか。

今まで、公の施設だったところが指定管理者になるということであるんですけども、まだまだちょっとよくわからない点がありますので、整理してお聞きしたいと思います。  
議長（脇本茂紀君） どっちが、答弁。

都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、失礼いたします。

まず、御質問の1点目の施設の何年ぐらいに建設されたかということでございますが、まず体育館につきましては、供用開始が平成6年10月でございます。それから、多目的グラウンドが平成8年12月、それから竹の館が平成6年4月、それから休憩所が平成8年12月ということになっております。

それから、2点目の遊具の設置年度でございますが、遊具につきましては平成8年に整備をいたしております。設置からおおむね15年が経過しとるというふうな状況でございます。

それから、4点目の千本桜の管理については、議員御指摘のように、千本桜を植える会の皆さんでボランティアで当公園の桜を管理していただいておりますので、このことについては引き続きお願いをする中で、今度の指定管理者と市と交えて、今後協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長、答弁。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 失礼します。

トレーニングルームの件でございますが、年間1,214名の利用ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 質問してください。

6番。

6番（道法知江君） 公の施設でありながら、建物もかなり古いということで、それを指

定管理者にということなんですけども、利用する側としては、このままの状態を利用するに当たって、この条例の案にあるように、指定管理者の経営努力を發揮しやすい環境を整えるというようなことが書いてあるんですけども、利用する側としては、古い建物のままで料金は同じぐらいなのか、もしくは少しでも下げてくださいという要望はあると思うんですけども、その辺を公からさらに指定管理者へ移行するところのすごく大事な部分ではないかな。使用する側としては、一体どこまでサービスが保っていただけるのかなというのが考えられると思います。

指定管理者として名乗りを上げていただいたということは非常に感謝申し上げないといけないところでもあると思いますし、さらにそれを今後もいろいろ協議しながらバックアップして、守って、支えていかないといけない課題ではないかなと思いますので、私、常任委員会ではなかったのですが、再度とは思いますが、質問させていただきました。ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 松本議員との質疑の中で最終的に副市長のほうで、上限は今の条例で定めておると、こういう話でしたよね。あと、指定管理者の経営努力といいますか、運営努力によって引き下げる。それも、幅といいますか、それを何か市長が別途定めるといような条例というふう聞き取ったんですけども、ちょっとそこんこ確認させてください。聞き間違いじゃったら、聞き間違いで。じゃから、本来なら、わしも不勉強でよくわからんですけど、使用料金と利用料金の差もよくわからんですけど、それで、今のこの中では、市長が認める範囲内において利用料を下げるができるわけでしょう、指定管理者が持ち込めばですよ。それを市長が認めれば下げられるという話よね。そのところ、副市長のほうの答弁は、別途何か条例をつくるようなああじゃったというふう聞き取ったんですけど、そうじゃないんですか。そうじゃなけりゃあ、そうじゃないと答えてください。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 答弁の仕方が悪くて申しわけありません。そういったことは言っておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） そうすると、やっぱり1つ気にかかるのが、私も、ですから指定管理者制度も比較的新しい制度で、それで使用料金と利用料金の法的な性格もよくわからん

のです。よくわからない。公の施設の使用に関しては、やっぱり条例で定めると、こういうふうに基本的には自治法なっと思っと思うんです。

それで、そうした上限と下限といいますか、引き下げられる、指定管理者が、そのところの法的な関係というのをどういうふうに理解したらええんかなという、こういう話なんです。市長が、今の例えば設管条例の中でも、例えば免除したりとか、減額したりとかという措置はある話じゃろうと思っと思うんです。それとは別途に、指定管理者が、この利用料金ではなかなか利用者をふやすことができない、むしろ利用料金を引き下げることによって利用者をふやすことができるという選択肢もあるわけです。そうすると、その幅よね。その幅というのは、わかりやすく言えば、市長のほうの市長裁量、あるいは行政裁量と考えるんか、基本的に今の地方自治法上では、使用料とか、市民の負担にかかわるものは、団体意思として議会の決定と、こういう話よね。そのところをどういうふうに考えるんかという法的なところをちょっと整理していただきたいと思っと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 法的に言うよりも、利用料金の設定については、指定管理者制度の主たる目的が市民サービスの向上というのは、このバンブー公園で言えば、利用率の向上と申すか、利用者がふえることというのが一番の目標でございます。そういう面から見ると、利用者を増加させる方法として、例えば先ほど議員言われたように、利用料金を減額することというのもあるでしょう。というのが、そこらをどう決めるかという幅については、まずは利用者のニーズ、あるいは過去の実績に基づいたモニタリング、あるいは近隣市町等の情報、こういったあらゆるいろんな角度から利用料金は設定されるべきであるというように判断をいたしております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ですから、指定管理者制度が、ある意味で言えば、膨らんだ政府、地方合わせての政府債務、借金よね、これが膨らみ過ぎて、ある意味で言えば、地方行革の一環として民間の経営手法を取り入れて、公の施設の活性化とか、ある意味で言えば、採算性の確保とかというようなことじゃったんじゃろうと思っと思うんです。ですから、使用料までも指定管理者にゆだねるという法的な構造になっと思っと思んか。普通に言えば、例えば行政ならば、いろんな法律上の規定があっ、なかなか民間並みに広報活動とか、いろんなことがしにくい。ある意味で言えば、柔軟性とか機動性に欠けてるから、それで民間のそこら辺の公的な縛りが、行政よりかは広い裁量権を持って、それで機動的かつ柔軟に

対応できるという、ある意味で言えば、経営手法、ノウハウの問題と私は理解しとるわけです。そうすると、料にまで及ぶとなれば、やはりこの法的な性格というんははっきりしとかんと。ですから、それが、いやいやそれは一応上限は議会での決定をいただいたと、ですから議会の意思として、もっと言えば、竹原市民の意思として決定をされた上限を超えることは絶対にいたしません、あともし今定めておる使用料、利用料というんでもええんですよ、それよりも引き下げるとなれば、それは別に議会の決定という手続を経なくてもできる、市長の行政裁量の範囲内で対応するんですかという、その問題なんです。いやいや、裁量の幅があるというのは、じゃから使用料といい、利用料金といい、基本的な地方自治法上許可、その根拠を持たにゃいけんわけでしょう。そうすると、指定管理者が公の施設の利用に関する料金の上限のある程度の幅を持たせようとすれば、それは今までのところは議会が決定しとるわけじゃから、それは市民の意思でもあったわけでしょう。その幅のところを、もっと言えば、決定した議会の責任と考えるんか、いやいやそれは議会の皆さんの責任じゃございません、竹原市長の責任ですよと、こういうことになるんかということなんです。そうでしょう。そこのところなんです。じゃから、裁量とか、裁量の幅じゃと言うていただくんなら、それはわかるんです。本来ならば、そういう公の施設の使用にかかわって、よその例は知りません、私も今回出ようような話が、その幅というものをどういうふうに法的に整理をするんがええんかということは、これはやっぱり整理しとかにゃいけんでしょう。そうでしょう。じゃから、本来ならば、果たしてそこまで地方自治法が指定管理者に料金の自由にできるような、なるほど上限が定まるとは言いながら、そこまで開いたもんなんか。いやそれはそうじゃなくて、市長が、例えば指定管理者のほうから申請があればそれを認めるということですから、それは市長の行政裁量として考えるんか。もっと言えば、市長が行政権を執行する上において地方自治法上許された裁量の範囲内じゃと、こういうふうに考えるんかということをはっきりしていただきたいと思います。大体わかっていただいたようですから、答弁お願いします。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 指定管理者制度が、地方自治法で認められた背景としましては、多様化する住民ニーズ、効率、効果的な対応、それから民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る。それから、当時の改正の概念といたしまして、経費の節減とかということがございました。その上で、この制度につきましては、利用料金制度に関する考え方につきましては、地方自治法の244条の2第8項におきまして、普通地方公共団

体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、これを指定管理者の収入として収受させることができるということが規定されました。その上で、いわゆる公の施設にかかわる規定の中に、244条の2第9項におきまして、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところに指定管理者が定めると。ということは、先ほど議員が御説明なさいました議会で議決された使用料の範囲内で運用されるということが規定されているというところでございます。

(7番宮原忠行君「基本的にこれ問題じゃないんじゃないんじやろう」と呼ぶ)

当然、当該使用料の範囲内で市長が承認をした範囲で運用するというところでございますので、いわゆる市長の裁量という言い方をすれば、そのようになると思います。

議長(脇本茂紀君) 14番。

14番(小坂智徳君) ちょっと基本的なことを、課長、聞くんですが、今回の指定管理者の方は、この傍聴をしたときにいただいた資料の中にある、例えば17ページ、年間のアリーナ2万7,000人、会議室3,000、トレーニングルーム1,200とか、こう利用者がありますよね。次のページ、19、20、バンブーの体育館の施設、使用料440万円、そしてバンブーの公園等は31万円、竹の館は入館料14万円、その他いろいろ、こういったもとにしてからで、幾らでできますよという計算をして、指定管理者のできるかできないかという商売人の感覚で私はされていらっしゃるのではないか。今のやりとりの中では、市民の皆さん方の利用度、いろんなことを考えて、無料にしたらいいんではなかろうか、安くしたらいいんではなかろうか、私はそれは同感なんです、その答弁の中は、指定管理者の方が市長のほうに申し入れをして、安くすることができる、こういった御答弁ではなかったかと思います。しかし、これは最低限であって、恐らくこの最低限の利用の金額からいうと、私が指定管理者になった場合、いろんなことをやっても利用者数がふえないといったら、料金を下げてくださいというんは、恐らく言わんでしょう。そういう観点からいうたら、この使用料等々は、特別にいろんなことを私は設けていかなくはないんではなかろうか。そこで指定管理者を受けた方との、いろんな市との摩擦等々が私は出てくるのではないかという単純な思いがするわけなんです、この点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長(脇本茂紀君) 都市整備課長、答弁。

都市整備課長(有本圭司君) 議員御指摘の資料で言います、19ページ、20ページの

実績額でございますが、こちらにつきましては、過去3年間の実際に要した体育施設並びに公園の経費でございますが、おおむねこちらの現在バンブーでかかるとる経費につきましては、体育施設で1,000万円、それから公園施設で2,500万円、トータルで3,500万円の経費がかかっております。

今回指定管理する上において、市のほうで精査いたしまして、コスト縮減できるもの、それからいろいろ一体的な利用で経費節減できるものを再試算いたしまして、体育施設については、これ同じく1,000万円ぐらい、それから公園につきましては、一体利用ということで、経費を2,200万円ほど見ておりまして、トータルで一応かかる経費3,200万円という金額を想定いたしております。これに対しまして、先ほど来使用した料金ですね、体育施設の体育館とか多目的グラウンドとか、そういった利用の実績の3年平均がおおむね480か500万円ぐらいになります。それから、公園につきましての使用料という形で、こちらにつきましては六十数万円か70万円ほどございまして、トータルで550万円ほどあります。差し引きいたしまして、市が試算した金額というのが、指定管理料が2,600万円でございます。この2,600万円の管理指定料を説明いたしまして、これでできるかどうかということで公募をいたしております。それに対しまして、今回次の議案に提出させていただきますけど、そういった形で提案された金額というのがございます。その金額というのは、一応市が示した2,600万円より低い数字で申し込みがあったと、これでできるというようなことで申し込みをされております。その内容を見ますと、どういったことでやりくりできるかということになりますと、先ほど来御質問とかございましたけど、やはり自主事業をやる中でトータル的に採算がとれるということで、経営を行っていくということで申し込みがございましたんで、市として総合的にそういったことで選定をして判断したということですので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） いや、課長、私が言ようるんは、今の説明はわかります。これだけでやっていただきたいというのはわかります。

今議論がある中は、先ほど言いましたように、市民の方々やいろんなことを考えると、使用料は無料のほうがだれだっていいし、利用は多いわけです。それは当たり前のことで。しかし、いっぱいいっぱい値段等々で受注をされとるという解釈をすると、向こうの受けられた指定管理者のほうが、料金のほうを安くしてくださいというような心情にな

りますかということ聞きようなんです。ですから、料金の設定というのは、いろいろと今後、きょうは別個にして、改正とかするような、いろんな条例の改正を出されたらいいんじゃないんですかという意味のことを言ようるわけです。指定管理者のほうは、恐らくいっぱいいっぱい目安で、今までは市のほうはいろんな会社に例えたら営業努力、企業努力をしてないから、いやうちのほうは新しい企画で、いろんな事業もやって、あるいは剪定等々は自社でやって、芝生のあれも、清掃も自社でやってというような積算の中で、これならできるという提案をされたんでしょう。そういう基本的なことを言ようるんです。ですから、私が申し上げたいのは、きょうこの議決をされても、後ほどきょうのみんなのいろんな議員の御提案を踏まえて、また料金の改正等々も一考をいただきたいということ言っときます。答弁はいいです。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をします。

先ほど申しあげましたように、この議案の第1番目には、指定管理者がその施設の使用料をつくって、運営管理するということが大原則になります。2つ目には、利用料金の額、いろいろ条件はありますけれども、利用料金の額を指定管理者が決定できるということが、この2つが最大の今度の提案だと私は理解しております。いろいろ先ほども質疑ありましたけれども、利用者がふえなければ収入がふえないというのは当たり前のことであります。ですから、料金の利用料が値上げされるということにつながる仕組みがやっぱりあるということは、公の施設の管理の仕方として問題があるんじゃないかと、課題が私は残されていると。本来、こういった公の施設っていうのは、先ほど申しあげたように、市民のためのスポーツとか、体力とか、憩いの場として今使われている。これをふやすといえますか、健康管理を促進するという方向での私は作用には、今回の条例でそういった方向にはならないと。逆行して、ますます使いにくい、大変な施設になってくるということで、私は、管理を受ける方もその範囲の中での限られた中では、料金を据え置くとか、いろいろ言われるけども、厳しい運営が目に見えてると思うんです。ですから、そういう面で総合的に言うと、こういった公的施設に対する私は市としての責任が極めてあいまいな提案になっているということでは、こういった議案には反対をしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 1

議長（脇本茂紀君） 日程第 1 1、議案第 5 4 号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 5 4 号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者を指定するものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募により指定管理者を募集したところ 3 団体の応募があり、その内容及び事業計画について審査を行いました。その結果、幅広いニーズに対応したスポーツ振興や竹文化の伝承などの集客策により、さらなる利用客増が期待できるものと認め、特定非営利活動法人バンブースポーツクラブを平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切なる御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

4 番。

4 番（山村道信君） 先ほどの件から関連づけて、こういった指定管理業者の指定ということが、この議案第 5 4 号ということで上がってまいりました。

さて、そこにおきまして、二、三、お伺いしたいと思います。

まず、ここにおける指定管理業者に今後ゆだねていくわけでございますけれども、そこに

おいてまず公園設置管理条例っていうのが今市にございます。この条例と、実際指定管理業者に任せたときの管理方法というところの結びつきです。要するに、指定管理になったから、別にこの条例のこれは適合しませんよとかというんがあるのかどうか。そういったところと、もう一つ設備の維持保全、これに関してはどういうふうな約束になっているのか。実際、私も委員会が違いますので、そういったところ全然伝わってきませんで、資料も何もないんです。そういったところを教えてくださいたいと。

それからもう一つ、これも先般も道の駅の件で指定管理ありましたけども、実際我々がここで目にするのは、1枚のこの紙切れなんです。これで議決してくださいよということなんです。でも、私は、せめてこれに、協定書あるいは契約書の案ですよ、まだここで認められているわけじゃないんですから、その案ぐらいつけていただきたい。じゃないと、正直言って、この1枚の紙切れだけで審査できないですよ。ちょっと本論から外れるかもしれませんが、外れた分についての答弁必要ないかもしれませんが、もし答弁できれば、以上3点お答え願います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

まず、公園の設置条例と、それから指定管理者における結びつきでございますが、基本的には、バンブー公園については都市公園という位置づけをしております。指定管理者の権限等につきましては、当公園が、先ほど言いましたように、幅広く市民、子供から高齢者まで利用されるということで、竹原市の都市公園の設置及び管理条例の範囲において、市長の承認を得て行うことができるということになっておりますので、基本は、大前提は条例に基づいた運営管理ということになっておりますので、その点については御理解いただきたいというふうに思っています。

それから、2点目の維持管理、保全等についてでございますが、こちらにつきましては、役割分担をする中で、公募するときに説明会でも説明いたしましたけど、30万円未満のものについては指定管理者のほうで対応していただいて、それ以上、30万円を超えるものについては市のほうで対応するというふうなことで、役割分担を決めているような状況でございます。

それからもう一つ、協定等々の案の添付ということがございましたけど、今回議会のほうで議決をしていただける内容でございますが、今回の議会のほうで議決、承認いただけることは、先ほど事務局のほうで説明がありましたように、管理を行わせる施設、それか

ら指定管理者となる団体、それから指定期間、この3項目についてが議会の議決事項となっております。

なお、本日こういった項目の議決をいただいた後に、今度議決後に協定を締結するということになっておりますので、その協定については、これからというふうな状況ですので、その点御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） これで承認して、それから協定ができるということなんですか、何かすごく我々の世界ではちょっと順序が逆なような気もいたすわけなんでございますけども、その協定書ができた場合は、逆にまたそれに対する議会審議っていうんが行われるんでしょうか。

（「何をよんなあ、議会議決ならんにゃあ協定できやせんわ」と呼ぶ者あり）

ちょっと私もそこら辺が素人なもんでわかりません。

（「保留しとったほうがええわ。あとでまた議長からレクチャー受けて……」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。じゃあ一応そういうことで、私としては、ある程度そういった資料がここにもう少し付託していただきたいなど。できなかったのかなど。できないんだったら、何でできないのかなどということを教えていただきたいかったということです。

議長（脇本茂紀君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

8番。

8番（片山和昭君） 管理者指定について、二、三。

議長（脇本茂紀君） マイクを入れてください。

8番（片山和昭君） 指定について、二、三、質問をいたします。

まず、バンブースポーツクラブは、今回で指定されれば2期目になるわけですが、クラブ活動等では、それなりに実績も上げられております。しかし、2期目に入って、やはりこれから活性化していくためには、今までの反省というのをやっぱり整理をしていかなければ

ればいけないんじゃないかと思います。先ほどからも言いましたように、使用料とか、たくさんの人にやっぱり使っていただきたいわけですから、そういったこともあります、これは市長の裁量に期待をしております。

それと、その他の施設の整備の促進ですよね。やはり今までの一般質問の中でも、何度もこれはやってきたわけですが、陸上競技の公式に使えないとか、それとか今の体育館の冷暖房設備、それとか野外ステージの不備、そういったものをたくさん言ってきました。そういった中で、管理者が指定されても、こういった施設を使つてのイベントとか、そういったものをやはり計画されると思いますので、少しずつでもその辺を整理していく必要があると思うんです。そういうところで、まずそこで聞きたいのは、今までは都市整備と教育委員会がやってきたわけですが、これからの担当責任はどこになるか。例えば、不備があつたりしたときに、どこへ言うて行ったらええんかということをややはり皆さんも気になると思います。そこをひとつ確認をさせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

バンブー公園につきましては、全体が都市計画決定している都市公園ということがございますので、窓口としては都市整備課のほうで窓口となっておりますけど、体育施設につきましては、多目的グラウンド、それから体育館、テニスコートにつきましては、一応文化生涯学習室のほうで所管しとるといような状況ですので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） そこが大変……。

議長（脇本茂紀君） マイク。

8番（片山和昭君） 大変わかりにくいんですが、やはり公園を運営する中で、どこか窓口が一本化をできるような方向性ができないもんかなというところが1つあります。そういった面で、今の公園にしても、先ほども同僚議員が言いましたように、千本桜をボランティアに任せたり、そういうところがあるわけですが、やはり不備が大変あります。例えば、桜を植え過ぎて、公園の中にまで木がたくさん生えているような状態になっています。そういった管理責任とか、そういったところを受け入れる受け皿というところを、ここでやっぱりもう一度ちょっと確認しておきたかったんで、質問させていただきました。

一応、都市整備、今の段階では都市整備と文化学習室ということでいいんでしょうか。今までと同じように、やはり不備な点はどんどん改良していかなければいけないので、そういう面で考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私は、担当の常任委員会が違いますので、基本的なところを確認させていただきたいと思います。

まず1点目は、この建築物に対しては引き続きということで、バンスポですか、ここでいいと思ってるんですけども、公園部分ですよ、これと建物の施設部分というのは、私の感覚では、分離すべきであったのではないかという思いがあります。公園の管理は、技術的なものはありますけども、難しいというものではないという感じを持っておりますので、私の考え方では、大乘地区の協働のまちづくりをされてる方にお任せできなかったのかな、そのような思いがしております。そういう考え方はなかったのでしょうか。

またもう一つ、ドッグランというものがあります。以前、私は一般質問でやったことがあるんですけども、要は、犬の散歩をするところです。これは、山陽自動車道の小谷サービスエリアなどにあるんですけども、全国に今あります。犬を連れて行って、そこで散歩をしていただくと。このバンプーは、犬の散歩禁止でしたよね。こういうところもだんだん解消していくことが必要ではないかと思っております。このドッグランを整備させていただきたいという思いがある場合には、この指定管理者にお願いすることなんでしょうか。

以上、2つを確認します。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、先ほど1点目の質問の地元の地区のまちづくり等の組織でどうだったかということでございますが、やはり当公園につきましては、竹を主に竹生態園という約9,000平米ほどございまして、竹の種類も46種類、本数で言いますと410本、それからササ類で11種類等々、それから花木園につきましても、いろんな県木とか、当時平成8年に国体を開催して、そういった関係で県木等がある。もちろん桜もございまして、芝広場もございまして、そういったことがありまして、この施設につきましては、やはり造園の資格を持つ、そういった適正な管理をしていただく公園だというふうに認識しておりますので、そういっただれでも素人さんでもできるかということにつきましては、ちょっと除草等、草刈り等については可能かと思うんですが、やはりこういった特殊な樹木とか芝広場等々があるんで、こういったのは今までどおり適正に管理をし

ていただきたいという思いを持っておりますし、使用についても、従来と同じような使用をお願いしとるといような状況の中で公募をいたしまして、それで何とか申し込みをされた方もそういったことでやりくりできるということがありましたんで、総合的に判断しているというふうな状況でございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

それからあと、ドッグランの件につきましては、やはり先ほど来申し上げましたように、当公園につきましては都市公園ということがございますので、ドッグランにつきましては、最近ではよく高速道路のサービスエリア等々でドッグランを民間のほうで整備されてるというようなことがあろうかと思っておりますので、公共施設の中にドッグランをつくるかどうかということにつきましては、現段階では非常に難しいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 難しくなかったら、すぐにやるんでしょから、それはわかってるんですけども。

まず、先ほどの公園ですよ。公園のほうの管理っていうことは、今の答弁で言われますと、造園業がするとかなんとかって言われましたけども、このバンブースポーツクラブというところは、造園業なんですか。ここもそういうことはできないんでしょう。答弁としてはおかしいんじゃないんですか。要は、そういう専門的なところは専門家にやっていただければいいことで、管理をするんでしょ。それがどうして、協働のまちづくりの一環としてやる方向で考えたほうがいいんじゃないんですか。

私は、常々思ったのは、協働のまちづくりということを今市長は一生懸命やっておられます。これは、大乘地区はいいなと思ったんです。バンブースポーツの、この公園を持っていますから、あそこの管理をやらせてもらったら、大乘地区は、この協働のまちづくりに対しての運営費は出ます。ほかのところは予算がなくて大変です。しかし、そういう自分たちで労働して、自分たちの協働のまちづくりの予算を運営費を出していくことができるんです。しかし、このやり方でいくと……。

議長（脇本茂紀君） 議長から注意しておきますけども、出されてる議案に対して質問をするというのが趣旨ですから、本人の意見を述べるところではないので、議案に対して質問してください。

5番（大川弘雄君） 要は、私の言いたいのは、この議案に対して理解はしますけども、公園と建設物、建物施設の部分は分離したほうがよかったのではないかという意見です。

その理由は、今言ってることです。議長、おわかりですか。そういう理由で、私は質問しております。

議長（脇本茂紀君） 注意してることは、意見を言う場ではなくて、質問をする場だと言ってるんです。質疑をしてください。

5番（大川弘雄君） ですから、そういうふうに建物と公園の部分を分離すべきではないでしょうかという質疑です。

そして、もう一つのドッグランは、民間を活用して、民間の部分でやってるのはわかるんですけども、今持っている条例、法律は古いものですから、今からはドッグランというものが主になってくるんです。山陽自動車道の小谷サービスエリアにもありますよね。ああいうものをやはり完備していかななくては、竹原に来ていただいたお客さんに対しても、そういうことをサービスとして提供できるんじゃないかというふうな思いで質問をしております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、公園の建物と公園につきまして分離したらどうかという御質問がございましたけど、当公園全体の指定管理の導入の目的というのが、多様な利用者ニーズへの対応、それからサービス提供が求められておりまして、そういったことで民間のノウハウを活用した、創意工夫によるサービスの向上を図るとというのが1点と、もう1点が、従来別々に管理をしていた公園施設部分が都市整備課の管理、それから体育施設部分が文化生涯学習室ということでございますが、これらを一体的に管理することによりまして、経費の節減を図るという2つの大きな目的がございますので、その点を御理解いただきたいというのが1点と、もう1点が造園の件の御質問でございますが、バンブースポーツクラブさんにおかれましては、協力の連携企業の中に、国家資格の1級の造園施工管理技士の資格を持たれた方が2名ほどおられるということの申請がございましたので、そういうことで十分に樹木管理はしていただけるものと期待しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、指定管理料の内容で、修繕料にかかわってお尋ねします。

先ほど、責任分担等は、この資料にもあります。また、説明もされました。それで、具

体的には、各施設の修繕料、今年度、前年度、幾らかかったのかをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それと、指定管理料の中に含まれる、その他施設の管理運営に必要となる経費も指定管理料に含まれております。質問したいのは、個別の市民のさまざまな要望があった場合は、こういった経費の中で十分対応できるというお考えなのかを2点目としてお尋ねをしておきたいと。

それから、3点目として、自主的な事業ということを先ほどの前の議案のかかわりありました。自主的な事業に伴う収益の扱い、これが道の駅との違いということを先ほど指摘しました。その違いはなぜなのか。仕組みとしては、自主事業は指定管理者がすべて受け取るというようなことになると思うんです。その場合は、ちょっといろいろな意見があるんですけども、そのことをもう一回確認しておきたい。道の駅と、このバンブーでは、ちょっと扱いが、自主事業での収益が出た場合の扱いが違っているということについて、どのようなお考えかを3点目でお聞きします。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

バンブーの通常の修繕料でございますが、大体過去3年平均で160万円ほど修繕料を一応予算組んでおります。突発的な修繕を伴う場合につきましては、以前もございましたけど、雷が落ちて、どうしても数百万円ほどかかるというようなときについては、補正で今までも対応させていただいて、900万円、800万円ぐらいになりますと、通年の修繕料では対応できないということでございますので、日常の修繕につきましては、そういった形で対応、突発的な修繕を伴う場合については……。

（11番松本 進君「私が言うたのは過去に……」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 答弁を聞いてから、言ってください。

（11番松本 進君「去年と今年なんぼか……」と呼ぶ）

答弁を聞いてから、言ってください。まだ答弁が終わってない。

都市整備課長（有本圭司君） 濟いませぬ。修繕料は、そういった状況でございます。

それから、自主事業でございますが、自主事業につきましては、指定管理者の候補者のほうから提案がございましたのが、介護予防事業とか、各種大会、サークル等、各種講習

会を開催する等々の自主事業を積極的に取り組んでいきたいということで、例えば今までも指定管理を過去お願いしておりますけど、サッカーの大会であったりとか、卓球の大会、バスケの大会、それからあと駅伝等々、そういった形、さらには毎年最近運動会も開催いたしておりますので、そういったことで自主事業を引き続き計画されとるというのと、新たにスポーツを通じてのスポーツ婚活とか、そういった新規事業も企画されておりますので、そういったことの自主事業の見込みをされておるといようなことですので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 修繕料にかかわっては、過去各施設がありますよね。だから、今年度、前年度の各施設の修繕料は幾らかかったか、これをお聞きしております。

それからもう一つ、その他の施設の管理運営費で、ちょっと私もこれがもう一回いろいろさまざまな市民要望が出ます。その中で、その他の施設の管理運営に必要となる経費もこの中に入っています、指定管理料に。だから、それでやっぱりさまざまないろんな市民要望が、今は具体的に出てないけども、いろいろ出ることがありますよね。そういった場合には、この中にその他の必要経費として入ってるから、指定管理者が対応してくださいということになる、このように理解していいのかわかっていうことを確認しておきたいと思います。

それから、3点目の自主的な事業にかかわって私が聞いたかったのは、ちょっとわかりにくかったんですけど、要するに収益を伴う事業もあって、それがないと、私の推定ですけど、収益事業を行わないと、なかなか今度は管理運営なんかも大変になってくるのかなと。私は、そこで自主的に事業をどんどんやってもらって、もうけと言うたら言葉は悪いか知らないけれど、収益を上げて事業を行うのかなと。その場合は、道の駅の指定管理者とはちょっと扱いが違っている。そこはどうなんかということを知ったわけですが、ちょっとそういった収益事業にかかわる事業はないっていうふうに理解していいんか、そこらを含めてもう一回お聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の各施設の修繕料でございますが、各施設の修繕料についての細かい資料はございませんが、先ほど答弁申し上げましたように、過去3年間ぐらいの平均で160万円ほど一応修繕料がかかっているというのが現状でございます。

それから、2点目の市民からの要望があった場合についてでございますが、日常的に維持管理して簡易的なもの、先ほど言いましたように、30万円未満で日常的に対応できるものについては、指定管理者のほうへお願いすると。それ以上の大きな修繕を伴う場合については、市のほうでやっていくというふうな形で役割分担を決めております。

それからあと、3点目の道の駅との関係でございますが、当公園につきましては、やはり都市公園ということで、市民が幅広く利用する公園ということで、一応収益については先ほど来申し上げましたように、収入が出ても、市のほうには納めていただかないと、赤字が出ても市は補てんしないということで、もし利益が出た場合については、自主事業のほうへ回していただくということにしておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 修繕料のかかわりをちょっと細かくお尋ねしたのは、全体としては160万円と言われるから、ちょっとそこはさっきの責任分担ということがありました。1件につき30万円未満は、指定管理者が責任を持つという分担ですね。これ160万円は、機械的ではないですけども、30万円未満が5カ所、6カ所あった場合は、すべて指定管理者が責任を持って修繕しなくてはいけないというふうに理解していいんかどうかを、私はそういうふうに理解するんですが、それでよろしいでしょうかということが1つと、それと収益事業ですよ、自主的な事業の収益といいますか、ここは指定管理者が納めてもいいわけですよ、自主的に事業というふうに使ってとかいろいろ説明があったけども。私は、その扱いが、何ぼ出たとしても、道の駅と、ここの公園の管理の扱いが違っているんじゃないかと。道の駅では、自主的ないろいろ話し合いの中で、50%は市へ上げるよというふうにちょっと説明がありましたよね。だから、その説明なんかは、私はちょっといかがかなというふうに思いますが、その点をもう一回どうでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 収益事業の取り扱いについてでございますけども、昨日も申しましたように、道の駅たけはらについては、公共部門、公益部門ということで、売店、レストランというような物販事業を行う特殊な施設となっておりますので、設置目的でも申しましたように、市内の物販をアピールしていくというような産業振興面も含めた部分での収益事業を可とする施設でございますので、当然公共福祉のためにつくられた

他の公共施設との収益事業というのは違ってこようかというふうに思っています。

以上でございます。

(11番松本 進君「修繕の分は」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 都市整備課長、答弁。

都市整備課長(有本圭司君) 修繕につきましては、先ほど来御答弁申し上げてますように、日常的な簡易なすぐ対応できるものについては、指定管理者のほうにお願いをいたしまして、それから少し金額が高額になるものについては、もちろん市も調査に入りまして、どれぐらいかかるかというのを指定管理者と協議する中で、役割分担を決めて、適切に対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長(脇本茂紀君) 14番。

14番(小坂智徳君) 今回、上程議案54号にあるのは、バンブースポーツクラブが一応上がっている、これを認定いただきたい、こういったことでございます。

バンスポは、数年前から竹原市のスポーツ振興をいろいろと寄与したい、あるいは先ほど片山議員の発言の中にもありましたように、バンブー等々の管理もされて、いろんな実績があるのは、私も承知しているし、いろいろと評価もしておるわけでございます。そういった中で、一般的には、私自身もまだ熟知してないんですが、NPO法人というのは、どういったことなのか、わかりやすく説明をいただきたいと思います。そして、NPO法人というのは、例えば会社組織でいえば、当たり前前税金を払わなくては行けない。NPO法人は税制的には公益法人のような優遇措置があるとか、こういったことも含めてお願いをしたい。そしてもう一点は、バンスポの当初の設立目的、会社でいったら定款、どういったことがうたってあるのか、この点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長(脇本茂紀君) まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長(大澤次朗君) NPO法人ということについての御質問でございますが、NPO法人につきましては、非営利の公共活動を行う団体に対して、社団法人などのような従来の公益法人制度に比べて容易に法人格を付与することなど、その活動を促進することを目的として、また平成7年の阪神・淡路大震災を機に、先ほども言いました市民活動が簡単に法人格を取得できるようにするために、議員立法で制定された特定非営利活動促進法に基づいて認証を受けた法人ということでありまして。

(14番小坂智徳君「答弁漏れがようけあろう。バンスポの設立の定款は」と呼ぶ)

議長（脇本茂紀君） 目的、定款等があるのかと。

（14番小坂智徳君「税制優遇上はどのようになるのですかということを知りたいわけ。昼からでもええよ」と呼ぶ）

まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） バンブースポーツクラブの定款に記載されてある目的につきましては、主に竹原市及び近郊住民に対してスポーツ施設を活用することによりスポーツ支援活動に関する事業を行い、健康あふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として活動をされている非営利法人であります。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 失礼いたします。

NPO法人に対する税制の優遇措置の有無についての御質問でございますが、一般的にNPO法人は収益を目的としない法人ではございますが、そこに収益等が生じた場合につきましては、法人市民税等は一般的に課税されるものと、ちょっと認識をしております。

あわせて、NPO法人の活動を促進するための寄附税制については、そこら辺はちょっと若干の優遇措置があるものと認識をしております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） まだよく理解できんですが、一般的に言えば、一般市民の方、あるいは我々は、NPO法人といたら、いろんな専門分野のいろんな特色を生かして、いろいろとボランティア的な活動をされているのではなかろうか、こういった見方が、私を含めて、あるいは一般市民の方もそういった思いを私は持っていらっしゃると思うんです。

今、設立等の目的を聞きますと、スポーツ振興にかかわること、こういったことですね。では、例えば今回は竹の館、いわゆる竹文化、あるいは産業、こういったことに今度は携わっていかれるわけですが、このバンスポの会員の中には、そうした精通をした会員の方、あるいは理事の方がいらっしゃるのか、この点につきまして御答弁をいただきたい。

そして、税務課長に聞くんですが、認定のNPO法人と、ただのNPO法人、この違い、こういったことも教えていただきたい。

以上、2点をお願いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 失礼いたします。

認定NPO法人と通常のNPO法人との違いというところでございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、寄附税制、寄附を受けた場合についての優遇措置が若干ありますので、その優遇措置を受けるための認定を受けるための要件、これはさまざまございますわけですが、国のほうからの認定を受けたNPO法人については、そういった優遇措置が適用されるものと認識しております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 失礼いたします。

竹文化等に関する精通等の御質問でございますが、バンブースポーツクラブさんが今回提案された中に、竹をテーマとした取り組みを行う各種団体、竹原市竹工芸振興協会と連携を図り、各種教室の共催を一緒になって行いたいと。それから、竹の館においては、句会、お茶会、花会等々を、そういった企画等を開催していきたいというふうなことの提案がございましたので、そういった観点で期待をしとるといような状況ですので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 最後になりますから、いろいろと言っておきたいんですが、竹原市には、恐らく私の記憶の中では、6つあるいは10個まではNPO法人というのはないと思います。例えば、忠海地区においたら、駅の管理をされとるNPO法人、あるいは福祉、教育、そういった専門分野でやっておられるNPO法人、そしてまちづくり、あるいはイベント等々に携わっていらっしゃるNPO法人、そしてこのバンスポ、スポーツ振興に関するバンブースポーツクラブ、こういったところが一般市民の方はいろいろと活動をされていらっしゃるのではないかと、このような思いを持っておるわけでございます。

私が言いたいのは、今聞かしても、従来でしたら、バンスポそのものは、竹原市の総合型のまとめ役としてスポーツ等々のそういったことを目的で設立をされた。しかし、私が知っておる限りは、じゃあ果たして山、陸、海、そういったところには、多岐にわたってスポーツ団体、スポーツのいろんなクラブがあるわけでございます。今日までのバンスポ

の活動等を見てみますと、それは私は達成をしてない。例えば、海のスポーツの関係者、あるいは陸にしてでも、野球、ソフト、あるいは他の競技の団体等のいろんなまとめ役にもなっていない。私が知っておる限りは、剣道とかラグビーとかサッカーとか、こういった特殊な一定のそこだけである。そして、最近では、福祉部門等々にも進出をされていらっしゃる。じゃあ当初の目的と全然違うじゃないか、あるいは一般市民の方は、何でも多岐にわたってバンブースポーツクラブは受けて、いろいろとバンスポそのものの組織を拡大しようとしているのか、このような私は見方になる一般市民の方もいらっしゃるんじゃないかと思います。そういった意味合いからも、私は余りNPO法人等々がいろいろと多岐にわたって範疇外等々へ進出するべきではないという思いを持つとるわけでございまして、そういったところによる整理というのが今後どのようにされるんかということもあるんですが、これは答弁は結構でございます。そういった意味から、このバンスポ等々によります今後の管理等々は十分できるのか。例えば事例を申し上げますと、全国的にはNPO法人は当初は立派な理事長の方がなられた、あるいはそれに基づいて実績等々を積み重ねてきて、国、県、あるいは各民間のいろんな補助金をもらって活動をしていた、あるNPO法人があるとします。しかし、いつの間にやら、反社会勢力、あるいはいかがわしいところが乗っ取って、そのNPO法人になった、こういった事例も数多くあるわけでございます。私の知識の中では、NPO法人というのは、身内の者は3分の1は役員に入ってはいけない。あるいは、10人会員がおれば、理事あるいは監査等々、理事長等々は決められるというようなことで、特に一番大事なものは、会員にはどなたでも会員にはなれるわけです。拒否をすることができないわけでございます。こういった観点からも、NPO法人のいろんな恐ろしさというのはあるということも認識をされまして、こういったことも含めて、NPO法人に今回の指定管理をさすのか、こういった決断、判断というのはどのように見られているのか、この御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびの指定管理者の公募、選定をいたしました。一定の手続のもとに、竹原市の意図すること、目標に定めたこと、それらについて最終的には3社の申し込みの中で、バンブースポーツクラブが候補者として選定をされたという状況の中で、先ほど来さまざま御指摘、御提言がございました。今後、この議決をいただければ、当然のことながら、次は協定、あるいは来年4月に向けた協議がこれからなされていくと思います。そういう中で、きっちりそういった課題を整理しながら進めてまいりたい

というように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

1つは、この公共施設、とりわけ総合運動スポーツ公園としての役割、住民の福祉増進、これが私は最大の目的の施設だと考えております。それが、この間の質疑の中で、十分に管理運営ができるということが、私は説明責任が極めて不十分であり、大変公の施設としての管理ができない。私は、市がもっと責任を持って対応すべきだというふうに考えます。特に、今回のきょうの質問では、受けた管理者としても、どういった収入でこれを運営するかっていうことが大きな課題だと思うんです。それで指定管理料と施設の利用料と、私は自主的な収益があるかと思っておりましたが、先ほどの答弁は、自主的な収益は自主的な活動に回すということでありました。したがって、この指定管理料と施設の利用料が大きな収入源としてこの管理を運営しなくてはなりません。

それで、修繕料のことをあえて聞きましたのは、160万円平均でありましたけれども、老朽化が今後どんどん進んでくる。施設維持、修繕料がふえることはあっても、減ることは私はないと思うんです。ですから、受けた管理者としても、この修繕料、いろんな経費が大きな負担となってくるということは明らかであります。収入との関係で見れば、平成22年度の施設等の使用料は535万8,000円余りであります。こういった状況の中で、例えば平均ですけれども160万円、この修繕料がかかっている。これが1件160万円なら市が負担しなくてはいけませんけれども、私が先ほど言ったのは、個々の問題を全体としてということで、個々の内訳が明らかにされません。市の、この説明見ても、責任分担から見れば、30万円未満は指定管理者が責任を持つということであります。ですから、計算上という意味ではありませんけれども、30万円未満が5カ所で150万円未満、150万円余りになった場合は、指定管理者が責任を持って対応しなければならなくなります。先ほどの利用料の五百三十何万円云々、これから見て、修繕料がどんどんふえることが、あれで対応しなくてはならないということになれば、私は責任を持った管理運営が果たしてできるのかと。市民のサービス低下、具体的には利用料の値上げ、ここに直結せざるを得ないという仕組みが、私はここにあるというふうに考えます。したがって、私は、市が財政的にも支援を持つ形での本来の公的施設の管理、これをすべきだとい

う立場から、今回の議案に反対をしておきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時より会議を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

## 日程第12

議長（脇本茂紀君） 日程第12、議案第55号平成23年度竹原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第55号平成23年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動等に伴い人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整をするほか、事業の実績見込み等に基づく過不足額を計上するとともに、各種事業費を精算するものであります。

まず、歳出であります。議会費においては、人件費15万7,000円を減額計上しております。

総務費においては、人件費の減1,753万6,000円、総務課一般事務に要する経費として、臨時職員賃金などの減903万3,000円、企画政策課一般事務に要する経費として、嘱託員報酬などの減203万2,000円、平成22年度国県支出金等精算に伴う返還に要する経費として、返還金421万5,000円、合わせて2,438万6,

000円を減額計上しております。

民生費においては、人件費の減1,482万8,000円、特別会計歳入補てんに要する経費として、国民健康保険特別会計繰出金の減2万円、介護保険特別会計繰出金142万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金の減132万2,000円、自立支援給付に要する経費として、システム改修委託料52万5,000円、合わせて1,422万2,000円を減額計上しております。

衛生費においては、人件費943万9,000円を追加計上しております。

労働費においては、人件費2万2,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費885万6,000円を追加計上しております。

商工費においては、人件費716万5,000円を減額計上しております。

土木費においては、人件費の減85万9,000円、道路整備に要する経費として、市道改良事業に係る工事請負費300万円、特別会計歳入補てんに要する経費として、公共下水道事業特別会計繰出金の減327万7,000円、合わせて113万6,000円を減額計上しております。

消防費においては、消防団運営に要する経費として、公務災害補償共済負担金980万4,000円を追加計上しております。

教育費においては、人件費714万6,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。が、財政調整基金繰入金2,609万1,000円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,609万1,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ127億9,923万3,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

道の駅たけはら及び竹原市総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定に関し、その管理料の期間及び限度額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切なる御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この補正予算に反対をします。

その理由は、1つには、さきの臨時議会で提案された人勧に基づく職員の給与に関する予算措置がされていること、2つ目には、議案第48号と54号に示される2件の指定管理料が債務負担行為で予算措置されていることとあります。これに反対しておりますので、当補正予算には反対をします。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13

議長（脇本茂紀君） 日程第13、議案第56号平成23年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第56号平成23年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、2万円を減額計上しております。

保険給付費においては、療養給付費に要する経費として、退職被保険者等療養給付費7,763万3,000円、高額療養費に要する経費として、退職被保険者等高額療養費481万8,000円、合わせて8,245万1,000円を追加計上しております。

諸支出においては、特定検診等事業費精算に伴う返還金に要する経費として、平成22年度の特定検診・特定保健指導国県負担金の精算に伴う返還金160万4,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。療養給付費等交付金7,515万3,000円を追加計上し、一般会計からの繰入金を2万円減額計上するとともに、前年度繰越金890万

2, 000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ8, 403万5, 000円を追加計上し、予算総額は歳入歳出それぞれ38億6, 167万1, 000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、御決定のほどお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14

議長（脇本茂紀君） 日程第14、議案第57号平成23年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第57号平成23年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、327万7, 000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。一般会計からの繰入金について同額を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ327万7,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ6億9,715万6,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

竹原浄化センター、中央第2雨水ポンプ場など公共下水道施設の管理運営に関し、その管理料の期間及び限度額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15

議長（脇本茂紀君） 日程第15、議案第58号平成23年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第58号平成23年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、142万3,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります、一般会計からの繰入金について同額を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ142万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ32億2,270万3,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切なる御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16

議長（脇本茂紀君） 日程第16、議案第59号平成23年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第59号平成23年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります、人事院勧告等に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動等に伴い、人件費について調整した結果、132万2,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります、一般会計からの繰入金について同額を減額計上し、収

支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ132万2,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ3億8,833万円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17・日程第18

議長（脇本茂紀君） 日程第17、議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに日程第18、議案第44号平成22年度竹原市水道事業決算認定についてを一括議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 決算特別委員会委員長から報告を求めます。

決算特別委員会委員長（宮原忠行君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

ただいま事務局が朗読いたしましたとおり、本委員会に付託されました議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに議案第44号竹原市水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について報告をいたします。

平成23年9月16日に6名で構成される本委員会に付託を受けて以来、8回の委員会を開催し審査をいたしました。

審査に当たりましては、予算の執行が関係法令の規定に準拠し、適正かつ公正、効率的に執行され、予測された政策効果が達成されているか、収入は適正に確保されているか、また財産が適法かつ公正に維持管理されているか等について、決算書並びに付属資料はもとより、関係帳票、さらには従前を上回る資料の提出と説明を求め、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定については、次のとおり指摘と要望、意見を付し、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

我が国の経済情勢は、3年前のリーマン・ショックによる急激かつ深刻な不況の克服途上にありましたが、3月11日に襲来した東日本大震災の未曾有の災害と原発事故、さらには追い打ちをかけるがごとき台風12号による紀伊半島を中心とする大水害に見舞われ、景気回復の見通しの不透明感が高まっている深刻な状況にあります。また、アジアのデトロイトといわれるタイの大洪水は、410社を超えるとされる日系企業の操業を停止させ、東日本大震災同様、サプライ・チェーンを断ち切り、自動車、電機産業を初めとする我が国の経済活動を一層閉塞させ、不透明感を増幅しています。また、世界経済も、3年前のリーマン・ショックによる世界同時不況に対応するために財政出動をした結果としての政府債務の膨張が世界経済の足かせとなっています。ギリシャに端を発したユーロの経済危機はイタリアにも波及し、第2次世界大戦を引き起こした1929年の世界恐慌をも上回る規模となることが懸念されるという危機的な状況にあります。

我が国の財政状況は、バブル経済崩壊後の景気対策として発行され続けた国債、すなわち政府の借金が国内総生産の2倍にも達するという世界最大の借金大国となり、G20サミットという世界の政治経済の場において、財政再建を求められるという切迫した状況にあることに加えて、深刻なデフレを克服できないという閉塞状況にあるにもかかわらず、歴史的な超円高局面を迎え、国内企業の海外流出を加速させ、空洞化が促進され、雇用喪失の危機的状況が一層深化しつつあります。さらに、政権交代後の参議院選挙においてもたらされた、衆参のねじれ現象下における政治の意思決定は混迷を深め、政治不況とも言われる様相を呈しています。菅内閣以来の増税による復興財源の確保と税と社会保障財源としての消費税増税路線は、野田内閣においても引き継がれ、さきに行われたG20サミットにおいて、国内における政治決定を経ずに国際公約せざるを得ないという状況に追い込まれ、国内世論は二分され、社会分断という極めて深刻な状況にあります。

本市を取り巻く経済状況は、電発新1号機建設や市内主力企業の電池工場の新設と、将

来への展望は開けつつありますが、それを上回る少子・高齢化による急激な人口減少と国内外の経済不況を受けて、竹原市経済の縮小再生産に歯どめがかからず、一層閉塞感を増し、地域経済に果たすべき行財政の役割への市民の期待感と依存心が高まっています。

こうした状況の中で、平成22年度決算においては、政府債務の天文学的膨張にもかかわらず、地域主権と地方経済再生のための地方交付税が、国債の発行、すなわち将来世代への負担との引きかえに、前年度と比較して2億1,471万6,000円増加したこと等により、収支は改善されました。一方、一般会計における予算現額と収入済額、すなわち剰余金との比較において、平成21年度において4,617万5,267円計上されていたものが、平成22年度においては102万5,324円であり、前年度と比較して4,514万9,943円の減額、率にして97.78%と大幅に減少し、財政弾力性が均衡を失するとともに、自主財源確保の先行き不透明感が増しています。一方、医療、介護、後期高齢者、生活保護費、少子化対策等々の社会保障に要する経費の歳出圧力は増加の一途にあり、財政運営の困難性が高まっていることがうかがわれます。

こうした中、平成24年度地方財政計画における地方交付税は、平成23年度比で1.6から1.7%減額することとされており、第5次総合計画に掲げた「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現のための財源確保の困難性が増すことが予測される所であり、これまで以上に国・県の政策動向、財政政策の情報収集に努めるとともに、従前以上に慎重な政策選択と特定財源の確保が求められています。また、自主財源確保のための徴収率向上のための体制整備が焦眉の急務となっています。さらに、限られた財源を最大化、効率化するための政策の選択と集中による政策効果の向上と不断の事務改善等による職員1人当たりの生産性向上が焦眉の急務となっています。引き続き、財源の確保と効率的かつ効果的な配分、歳入歳出を含めた計画的な財政運営に努めるとともに、少子・高齢化、人口減少社会における学校施設の適正配置等々、公の施設のあり方についても、市民的議論を提起する中で、真に市民一人一人が住みよさを実感できる第5次竹原市総合計画の実現に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、まず歳入について申し上げます。

平成22年度決算において特徴的なことは、予算現額と収入済額との差額、すなわち歳入面でいえば財政の弾力値といってもいい剰余金が、平成21年度決算において4,617万5,267円計上されていたものが、平成22年度においては102万5,324円であり、前年度と比較して4,514万9,943円の減額、率にして97.78%と大

幅に減少し、財政余力が限界点に達した状況にあります。

国民健康保険特別会計の平成22年度保険税についても、平成21年度決算において2,526万4,728円が計上されていたものが、平成22年度決算においては260万2,436円となっており、前年度比2,266万2,292円減少し、減少率は89.70%となっています。一般会計同様、財政余力が限界点に達した状況にあり、歳入見積もりを、決算数値に基づいた、より客観的かつ厳密なものとする必要に迫られています。

また、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、収入済額が予算現額を下回る状態が常態化しており、一般会計、国民健康保険特別会計以上に、決算数値に基づく正確かつ的確な予算見積もりがされる必要があります。

さらに、公共下水道事業特別会計においても、分担金及び負担金の収入済額が予算現額を下回る状態が常態化しています。

以上の現象は、従来 of 歳入見積もりの修正ないしは方向転換の必要性を明示しているものであり、平成24年度予算編成におきましては、決算数値等に基づく客観的かつ的確な歳入見積もりがされる必要と、やむを得ない事情により、収入済額が議会承認に係る予算現額を下回る場合には、減額補正予算を組み、議会承認を経て、社会保障制度等に係る受益と負担の関係性を常に民主的政治統制のもとに置き、そのバランスの維持に政治的緊張関係を保たせる必要があります、是正を求めるものであります。

次に、市税を初めとする使用料並びに負担金または貸付金等の納付、納入について、次のように指摘をさせていただきます。

市税の徴収状況については、平成22年度一般会計における県税取扱委託金が前年度比26.7%増の5,432万4,144円となっていることから見て、厳しい財政状況のもとで、現場における徴収努力の成果が認められるところであります。

また、市税、国民健康保険税等の滞納整理に係る納税相談については、個別訪問と来庁者の構成比が、平成20年度の35.23%と比較して52.59%と、17.36%増加しており、県税取扱委託金と合わせて、徴収現場における努力と成果は正当に評価されるべきものと考えます。

しかしながら、不納欠損については、平成22年度一般会計歳入歳出決算では、前年度比1,644万4,482円増の4,628万6,793円が計上されていますが、率のすれば、55.10%の増加となっています。そのうち、地方税法に基づく執行停止等に

よる不納欠損額は43万3,808円であり、不納欠損総額のわずか0.94%にしかすぎません。消滅時効による不納欠損は、市民の財産である租税債権保全のために地方税法が規定している差し押さえ、執行停止、滞納租税債権の承認等々、適正かつ適切な時効中断措置がとられていないことのあらわれであり、早急に是正されなければならないものであります。現状の徴収体制、人員配置のもとでは、地方税法に規定する時効中断措置等の租税債権を保全することは極めて困難であり、早急に債権保全、徴収体制整備の具体化を求めます。

また、国民健康保険特別会計においては、居所不明を事由とする不納欠損件数が8件あり、不納欠損額45万5,500円が計上されています。国民健康保険被保険者資格は、現に竹原市に生活の拠点たる事実上の住所を有する者であり、居所不明であるならば、被保険者資格の職権抹消の手続によらなければならないこととされており、広島県の国民健康保険法に基づく指導監査においても、その是正が求められていると思います。早急な改善を求めます。

さらに、港湾事業特別会計においては、平成21年度決算においては見られなかった207万3,152円の港湾施設使用料が収入未済額となっています。電発新1号機の建設による港湾施設使用需要が高まることが予測される中で、港湾管理行政の適法、適正な運営が従前以上に求められています。収入未済額の早期解消を求めます。

歳入について、総じて言えば、特定事業に対する特定財源の確保については、近年相当の成果が見られることが認められるところであり、一定に評価すべきところではありますが、自主財源の大宗である市税、国民健康保険税等の歳入予算の見積もりと確保については、従来の発想にとらわれない機動的かつ柔軟な法解釈能力の向上と体制の整備に努められるよう要望をいたします。

次に、歳出について申し上げます。

平成22年度一般会計決算における不用額は11億6,603万9,314円となっており、平成21年度決算の5億7,419万8,426円と比べて2.03倍となっています。不用額のうち、総務費が前年度比4.48倍の2億6,728万2,623円、教育費が前年度比5倍の5億2,157万1,766円となっています。総務費と教育費の不用額の合計額は7億8,885万4,389円であり、不用額全体の67.65%を占めており、経費の節減では説明し切れないものとなっています。特に、教育に係る施設、設備、備品の整備促進、教育内容の拡大、充実に関する市民の期待と要望は切実なものが

あり、それにこたえ得る適切な予算編成と執行が求められています。歳入歳出予算の見積りもりの正確度の向上並びに計画された政策効果が十全に具現化するための予算の執行率向上に努められるよう要望をいたします。

次に、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計における保険給付費について、次のように指摘をさせていただきます。

医療、介護に係る特別会計における平成22年度の保険税等の収入済み総額は、14億3万6,643円であり、この数値は、平成21年度比3,517万5,584円、率にして2.45%の減少となっていますが、保険給付費総額は58億2,959万6,708円であり、平成21年度比7,873万7,004円、率にして1.37%の増加となっています。減り続ける保険税・料収入とふえ続ける保険給付費は、将来的な財政圧迫要因となっています。また、非正規雇用が全被雇用者の42%にも達する現役世代の雇用劣化における世代間負担の均衡を図る上からも、新自由主義的発想に基づく給付抑制や従来の与える福祉による保険給付費の膨張容認から脱却した、生涯現役の経済、社会への自発的活動、参加を触発する価値創造の地域コミュニティの形成や地域生産活動創造への転換が求められています。全国の先進事例を謙虚に学びつつ、竹原市の地域特性に即した独自の生涯現役の地域経済の創造等への転換による、傷みのない保険給付費抑制を具現化できるよう検討をしていただきたいと思います。

次に、職員給与の水準について報告します。

平成22年度決算における職員給与のラスパイレス指数は102.8となっています。平成21年度比0.7ポイント上昇しています。10年前の平成13年度と比較すれば、4.1ポイントの上昇となっています。ラスパイレス指数の推移を見ると、平成17年度以降右肩上がりの上昇傾向にあり、早期是正を求めます。

次に、不断の事務改善による生産性の向上問題について指摘させていただきます。

本決算特別委員会においては、特に予算の流用問題が指摘されました。予算の流用の発生原因については種々ありますが、平成21年度決算と比較考量したところ、経常経費等の予算前例主義という旧弊にあることが原因の一つと考えられます。

時間外勤務手当と共済負担金の流用について具体的に指摘させていただきます。

時間外勤務手当の平成22年度執行額は3,624万3,288円となっています。流用に係る予算額は1,922万円であり、流用額は予算の2倍近い1,702万3,288円となっています。また、共済負担金に係る平成22年度の流用額は1,581万4,

865円となっており、流用に係る予算比11.84%の流用率となっています。

流用事務の改善による生産性の向上は、当初予算における決算数値を比較考量することにより、相当程度改善が見込まれるものと推測されるところであり、予算前例主義の克服と意識改革を強く求めるものであります。

また、国民健康保険特別会計における予備費は、国民健康保険法に基づいて保険給付費の一定額が予算計上されることとなっています。法本来の趣旨は、感染症の地域的、全国的流行等、予測しがたい状況に対応した保険給付費の確保であり、予備費が事務的経費に流用されることは好ましいことではありません。予算の適正見積もりと執行の適正化を求めます。

その他、指摘、要望事項について申し上げます。

まず最初に、急激な少子・高齢化の進行による人口減少社会における新たなる行政需要の発生、具体的には、竹原市における出産医療の復活、再生等の少子化対策や発達障害者支援法に基づく施策の拡大、充実等々の財源確保のために、税の自然増収時代に整備、拡大されてきた幼稚園、学校、公民館、集会所施設を含む公共施設と維持管理費のあり方について問題が提起され、引き続き検討をしていくこととされました。また、老朽施設、特に旧市民体育館については、外壁の一部崩落等、通学路の安全・安心にかかわる喫緊の課題として早期に事業実施すべきであるとの指摘と要望がありました。

2点目として、地域情報通信網高度化事業に係る損益分岐点とされている4,000戸加入の早期達成と責任の所在に関する課題が提起され、目標を確実に達成していくことが重要との指摘がありました。

また、道の駅を初めとする地域ブランド政策について、計画、あるいは予定された政策効果が上がっているのかとの懸念が表明され、より一層の政策効果を上げるための事業点検の必要があるとの指摘があったことも報告させていただきます。

3点目として、喫緊の課題である公の施設の耐震化については、3月11日の東日本大震災発災後、従前の発想を超えた新たな枠組みの設定とスピード化が求められていることを踏まえて、庁舎、市民館、図書館、竹原小学校体育館の耐震化について、早期実施に向けた厳しい指摘と要望があったことを報告させていただきます。

4点目として、自主財源の大宗である市税、料、使用料等の徴収努力の不足を指摘する意見と、差し押さえ等の滞納整理事務に対する地方税法第15条に規定する徴収猶予、同法第15条の7の滞納処分の執行停止、国税徴収法第75条、第76条、第77条、第7

8条に規定する差し押さえ禁止条項を遵守し、零細自営業者の営業と生活に支障を生ずることのないよう最大限配慮する必要があるとの指摘と要望がありました。

5点目として、国民健康保険被保険者資格証明書交付制度について報告します。

同制度については、制裁、見せしめのための制度か、あるいは収納率向上対策の一環としての制度なのかという論点が交錯しており、過去の決算特別委員会においても常々問題提起されてきましたが、本決算特別委員会審査においては、同制度を収納率向上対策の一環としての滞納者との接触機会の増加制度として認識、運用しているとの統一見解が示され、一定の整理がされました。

竹原市国民健康保険被保険者資格証明書の交付件数については、平成18年度の95件が、平成22年度は38件となっており、平成18年度比で、件数において57件、率にして60%減少しています。決算特別委員会における審査が反映されたものと評価されるべきものと考えます。しかしながら、世界に冠たる我が国の国民健康保険制度が揺らいでいることとあわせて、同制度が命にかかわる問題であることにかんがみて、竹原市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差しとめに関する事務取扱要領第2条の資格証明書の交付対象者並びに第5条に規定する資格証明書の解除条項の、より厳格な運用を求める指摘と要望があったことも報告させていただきます。

6点目として、新開地区土地区画整理事業の政策効果として、人口減少対策効果が強調されてきましたが、この点に限定して評価するとするならば、当初強調された政策効果が上がっていないとの指摘がありました。また同時に、進捗率の上昇については、一定の評価をする旨の意見表明がありました。そして、そのことを前提として、地価下落に伴う保留地の処分価格については、計画時における処分価格を引き下げる必要がある旨の指摘と要望がありました。減歩、清算金等の地権者の負担については、従前示された負担以上の負担を求めないことが地権者に対して誓約されており、そのことを前提として、保留地処分価格の引き下げが行われる必要があるとの指摘と要望があったことも報告させていただきます。

7点目として、下水道本管への接続率が66%と低位均衡状態にあることの原因は、高齢世帯を中心とする経済的負担であり、現在の水洗便所改造資金融資利子補給制度だけでは、現在以上の接続率向上改善効果は期待することができないので、住宅リフォーム制度の創設等、新たな接続率向上対策が必要であるとの指摘と要望がありました。制度創設について検討されることを要望します。

8点目として、これまでの基金造成による介護職員の処遇改善対策が一定の政策効果を上げていること並びに同制度が今年度をもって終了することを前提として、同制度の継続に向けた政府への要望活動等、基礎自治体として継続して取り組んでいくことの指摘と要望がありました。

以上をもちまして平成22年度竹原市歳入歳出決算認定についての報告といたします。

続きまして、議案第44号平成22年度竹原市水道事業決算認定については、次の意見を付して、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

歳入については、自主財源の大宗である市税と同様に、使用料の徴収事務において、零細自営業者の営業と生活に支障を生ずることのないよう、最大限配慮する必要があるとの指摘と要望がありました。

歳出事業については、ライフラインとしての水道本管の耐震化に向けた布設がえについては計画的に実施されているものと思われませんが、さらにスピード感を持って取り組んでいく必要があり、計画の前倒し実施等を検討すべきではないかとの指摘と要望がありました。

以上をもって平成22年度竹原市水道事業決算認定についての報告といたします。

最後に、平成22年度決算特別委員会の審査に当たっては、従前に倍する資料の要望等、慎重審査を重ねてきました。審査が、平成24年度予算の編成と執行に反映されるよう、切に要望して決算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） まず、議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第43号、2010年度の一般会計等決算認定について反対をいたします。

今日、世界じゅうで貧富の格差解消を求める運動が広がり、政治変革にもつながっております。日本の貧困と格差の拡大の実態はどうでしょうか。厚生労働省の2010年度国民生活基礎調査によると、1世帯当たりの平均所得が、この15年間で114万6,00

0円も減っている、このように報道され、日本国民を覆う所得低下の様相が示されています。その一方で、富裕層ビジネス研究会の調査による日本の富裕層の実態は、ウルトラリッチ層が全人口の0.02%、保有する金融資産は約50兆円、国の税収に匹敵する規模に上ると言われています。また、ことし4月から6月期の資本金10億円以上の大企業の内部留保は257兆円で、史上最高に達しています。資本金10億円以上の大企業は、全体の企業数の0.32%を占めるにすぎません。これまでの自民党政権や、政権交代後の民主党政権による新自由主義の政治、弱肉強食の構造改革路線が貧困と社会的格差を広げ、生活困窮者を増大させていることは間違いありません。

日本国憲法第25条は、すべての国民に生存権を保障しています。自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることを厳格に定めています。今日、この姿勢が厳しく問われていると私は考えています。

決算審査における2010年度の国民健康保険資格証の発行は、いわゆる国保証の取り上げは38件です。病気あるいは治療中などの市民から国保保険証を取り上げることは断じて許されません。市民の命、健康を脅かす、市の資格証発行は、直ちに中止すべきであると考えます。また、高い国保税をこれ以上放置することは、市民の医療権を奪う国保証の取り上げにつながっており、実効ある国保税の負担軽減措置を早急に強く求めておきます。

介護保険サービスでは、2010年8月1日現在の特別養護老人ホーム、この入所希望者、いわゆる待機者の実態は455人であります。いつ入所希望がかなうのか、このめどさえ立っておりません。在宅介護サービスのサービス限度額に対する利用率は、要支援1で49.8%、要介護1で44.4%、要介護3、要介護4、要介護5、それぞれ47.1%、53.1%、53.4%であり、最も在宅介護を必要とする重度の要介護者は、十分な在宅サービスが使えない。介護サービス利用料の負担に苦しむ深刻な事態が改善されていないと思うわけであります。保険あってサービスなしという深刻な事態は、一刻も放置できません。憲法25条の生存権、人間の尊厳を守る社会福祉の実現こそ、今こそ真剣に考えるべきであります。

次に、後期高齢者医療制度についても、2010年度予算で平均5.8%、3,491円の保険料が値上げされました。しかし、高齢者の生活を支援する具体的な支援措置が全く配慮されておりません。少なくとも、緊急措置として、月額年金1.5万円以下の人、無年金者の高齢者には、保険料を無料化すべきであります。

次に、教育費を見ると、義務教育に必要な学級教材の保護者負担が、小学校で最高月額1,521円、中学校で最高月額2,455円です。義務教育の無償化を目指す改善措置が全くとられておりません。貧困と格差が広がる中で、保護者負担の軽減は緊急、切実で、この改善を強く求めておきたいと思います。

市税等、滞納問題の解決では、国税徴収法の留意事項、市民の生活や事業継続への対策を配慮した納税指導を行うべきであることも指摘をしておきたいと思います。

次は、公共事業のあり方についてでありますけれども、公共事業は、市民の生活、暮らしを最優先に、緊急度、必要度を真に精査すべきであります。また、市内の中小業者の仕事を確保し、景気回復に有効な事業を大胆に推進すべきであると考えます。

道の駅事業、光ケーブルテレビ事業、土地区画整理事業など、大きな竹原市の公共事業、この竹原市の活性化に、あるいは地域振興にどれだけ役立っているのか、十分な説明責任がなされているとは思えません。今こそ、市民の安全・安心を優先した生活密着型公共事業への転換を図るべきと考えます。すなわち、地元業者の仕事を確保する住宅リフォーム事業の創設や学校・避難所等、公共施設の耐震化、個人住宅の耐震化を前倒し促進すること、生活道路や浸水対策、住環境の整備など、市民優先の事業と地元業者の仕事確保へ転換すべきであります。また、農業や漁業者等への施策は、従事者の再生産活動を維持し、生活、暮らしを守る施策が必要であります。価格保障や所得補償を中心にした施策を自治体としての第一歩を踏み出し、食料の自給率向上はもとより、安全な食の確保に積極的な役割を果たすべきと考えるものであります。

次に、公共施設の管理運営についてであります。地方自治法第244条の1項は、公の施設の設置目的を住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と定めています。公の施設の管理運営に当たり、必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができる規定を定めているわけであります。黒滝ホームの指定管理者の管理運営では、給食食材の地元調達が取りやめとなり、地域経済の振興、改善が繰り返し指摘されています。さらに、「福祉ステーションただのうみ」は、竹原市の指定管理料だけでは運営管理が成り立ちません。老人集会所についても、市の指定管理料だけでは、地域住民のための親切な管理運営はできません。この間の検証は、指定管理者による公の施設の管理は、市が財政的支援措置を充実しない限り、住民の福祉増進という本来の公の施設管理ができないことを示していると率直に指摘をしておきたいと思えます。緊急には、この財政支援を強く求めるとともに、市が責任を持つ形で公共施設を管

理すべきであります。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件は大変厳しくなっています。年休取得日は平均約6日、年休取得率は約30%であります。平成23年3月31日現在で、臨時職員126人、正職員266人となっており、臨時職員等安定雇用など市民サービスを充実させることは最重要課題の一つであります。労働条件の改善などに早急に具体化することを強く求めるものであります。

以上で私の反対討論といたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第44号平成22年度竹原市水道事業決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第44号2010年度の水道事業決算認定について反対をいたします。

一般会計の反対討論でも述べましたように、新自由主義の政治、弱肉強食の構造改革路線の政治が日本の貧困と格差を拡大し、生活困窮者をつくり出しています。今こそ、行政は、憲法第25条の生存権を守る立場を鮮明にして、住民の福祉増進に努めなければならないと考えます。

水道料金の滞納問題の解決は、国税徴収法の留意事項、すなわち納税者の市民生活や事業活動への影響を明確に把握して対応すべきであります。水道料金が払えないからといって給水停止する、このことは憲法25条の生存権、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これを奪うものであります。水道水給水停止というおどし

で取り立てて、市民の生存権を奪うことは許されるものではありません。即刻中止すべきであります。

次は、繰り返し改善を求めておりますが、県用水受水費の大幅削減など、県に向けた交渉での経費削減を図ることを再度指摘しておきたいと思っております。

以上で反対討論といたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第19

議長（脇本茂紀君） 日程第19、発議第23－4号年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

年末を控え、緊急な案件もない限り、本年納めの議会となりました。去る14日に開会いたしました今期定例会に付議された案件は、議員各位の終始熱心な御審議と精力的な取り組みによりまして、すべて議了いたし、閉会の運びとなりました。議員諸公はもとより、理事者側に対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年度を振り返りますと、3月11日の東日本大震災で多くのとうとい命が失われた上、それに伴う原子力発電所の事故により、今もなお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされ、その復興が急がれる中、国内の政治経済情勢は、続出する数々の問題に追われ、不安定感を増し、混迷の度合いを強めております。そうした中、我が竹原市におきましては、竹原工業流通団地への企業誘致決定、電源開発新1号機のリプレイス計画や三井金属の電池製造部門の増設、またけさほどは、竹原港をクルーズ拠点として整備する広島県方針が示されるなど、明るい話題もありますが、依然として厳しい財政状況が続く中で、多様化する住民ニーズにこたえ、質の高い住民サービスを提供するためには、市政運営により一層の創意と工夫が求められます。こうした背景を踏まえ、市議会といたしましては、地方自治の二元代表制の一翼を担うという大きな責務を認識し、行政に対する監視機能はもとより、議会としての倫理観を持ち、市民の負託にこたえ、時代に即した大いなる議論が展開できるよう、今後とも関係各位の御協力を心よりお願いいたすところでございます。

終わりに、来るべき平成24年が実り多い年であることを願いますとともに、皆様方におかれまして、御健勝にて越年され、輝かしい新春をお迎えになりますよう心から御祈念申し上げます、ごあいさついたします。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（小坂政司君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今定例会の開会以来、提出させていただきました議案に対し慎重な御審議をいただき、議了賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

今会期中に皆様方からいただきました多くの意見や御助言を真摯に受けとめて、引き続き全力で市政運営に当たる所存でございます。

さて、ことしも残すところ半月となりましたが、本年3月11日に発生した東日本大震災は、これまで我が国が経験したことのない未曾有の被害をもたらしました。復旧、復興への道は厳しく、さらに原子力災害の収束もいまだ不透明な状況にあります。しかし、一方では、この震災を機に、人と人とのきずな、国を挙げての支援の輪は、薄れつつある日

本よさをよみがえらせ、改めてこの国の底力を発揮しているところであり、復興需要や補正予算などの各種政策効果により、さらなる持ち直しの動きに向かうことを期待しているところでもあります。

こうした中、人口減少、少子・高齢化の進行、長引く不況による経済への影響など、本市を取り巻く情勢は、依然厳しいものと認識しておりますが、このたび竹原工業流通団地へのメガソーラーの建設を計画する企業と立地協定調印や市内未利用地への企業誘致について皆様方に御報告できましたことは、まことに御同慶にたえないところでもあります。引き続き、目指す将来像であります「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、各施策の鋭意これからも取り組むとともに、計画的で効率的な財政運営を推進してまいりたいと考えております。今後とも、格段な御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬を迎え、いよいよ厳寒に向かいますけども、皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、輝かしい新年をお迎えになられますことをお祈りいたし、御礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） これをもって平成23年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員